

記者発表(発表・資料配付)				
月/日 (曜日)	担当部局	T E L	発表者 (担当者)	その他 配付先
3/28 (金)	但馬県民局豊岡土木事務所 まちづくり建築第2課	0796-26-3755	まちづくり参事 山盛 貴重 〔まちづくり建築第2課長〕 八幡 竜介	—

「2025 但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託 公募型プロポーザルを実施します

豊岡市中心部は、空き家や空き店舗が増えており、地域活力の低下が懸念されています。

一方で、このエリアには北但大震災からの復興建築物が数多く残り、地域特有のレトロな景観を形成しています。近年はリノベーションにより新たなショップも増え、令和6年には県の景観遺産（豊岡震災復興遺産）にも登録されるなど、その価値が見直されつつあります。

エリア周辺では、芸術文化観光専門職大学が開学5年目を迎え、おんぷの祭典や豊岡演劇祭なども開催されるなど、芸術文化に惹かれて訪れる人も増える一方、まちなかは長時間滞在するコンテンツに欠け、ポテンシャルが活かされていません。

こうしたことから、地域に点在する復興建築をめぐる謎解きツアープログラムを開発することで、来訪客の滞在時間を増やし、地域の賑わい再生を目指します。2025年は北但大震災から100年を迎え、地域に注目が集まることから、時節をとらえ、建築と芸術・歴史・文化・食などが融合した効果的なプログラムを開発していただける方を選定するための企画提案を募集します。

記

1 業務内容

(1) 謎解きプログラムの開発

復興建築を取り巻く歴史や物語を元に、楽しみながら復興建築やその周辺を巡ることができる謎解きシナリオを作成していただきます。また、謎解きツアー利用者が持ち歩く、謎解きシナリオを楽しむための情報等がまとめられた謎解きキットを企画設計製作していただきます。

(2) 謎解きイベントの運営

謎解きツアーの効果を図るため、イベントをモデル実施していただきます。

(3) WEB等による情報発信

謎解きツアーに関して、WEBサイトやSNS等で効果的な情報発信を行っていただきます。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（月）まで

3 業務委託料の想定

4,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内

4 募集期間

令和7年4月1日（火）から同月21日（月）まで

5 応募の手続等

(1) プロポーザルの応募意思の確認

ア 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）

イ 提出期限：令和7年4月11日（金）午後5時まで

(2) 応募書類の提出

ア 提出方法：持参又は郵送

イ 提出期限：令和7年4月21日（月）午後5時まで

(3) 質疑・回答

ア 質疑：電子メールにて令和7年4月11日（金）午後5時までに提出

イ 回答：電子メールにて令和7年4月15日（火）までに通知

6 審査方法

公募型プロポーザル審査会を設置し、応募者の業務実績及び企画提案書並びにプレゼンテーション及びその質疑応答の内容について審査・評価を行い、受託候補者を特定する。

【プレゼンテーションについて】

実施場所：審査会に諮る応募者の確定後に別途通知（但馬県民局内又はその周辺の会議室を予定）

実施日時：令和7年4月25日（金）（予定）（詳細は応募者に別途通知）

7 その他

詳細は、別添1「公募型プロポーザル募集要項」及び別添2「業務委託仕様書」を参照のこと。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk18/machidukuri/tajimanorekishitomonogatari.html>

8 提出先・問合せ先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課

（※令和7年4月1日から課名が「まちづくり建築課」に変更となります。）

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7番11号

電話 0796-26-3755

**「2025 但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨

豊岡市中心部は、空き家・空き店舗が増えており、地域活力の低下が懸念される。

一方でこのエリアは1925年（大正14年）の北但大震災で倒壊・焼失し、その後復興したコンクリート黎明期の建築物が数多く残り、地域特有のレトロな景観を形成している。また、近年はリノベーションにより新たなショップがじわりと増えるなど、その価値が見直されつつあり、2024年（令和6年）には県の景観遺産（豊岡震災復興遺産）にも登録された。

このエリアにはこれも復興建築の一つである但馬唯一の映画館があり、また、おんぶの祭典や演劇祭なども開催され、芸術文化に惹かれて訪れる人も増えている一方、まちなかは長時間滞在するコンテンツに欠け、ポテンシャルが活かされていない。このため、地域に点在する復興建築を巡る謎解きツアープログラムを開発することで、滞在時間を増やし、地域の賑わい再生をねらう。

また、2025年（令和7年）は北但大震災から100年を迎え、地域に注目が集まることから、時節をとらえ、建築と芸術・歴史・文化・食が融合した効果的なプログラムを開発することを目的とする。

以上を目的とし、この業務を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり業務

(2) 委託業務の内容

別紙「「2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3) 業務委託料の想定

本業務の委託料は4,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

(4) 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 応募資格

本業務の契約相手方を特定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定に

より減額した額) 以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
(5) 次のいずれかに該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
- イ 応募図書(5(2)に掲げる書類をいう。以下同じ。)の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- エ 県が賦課徴収する全ての県税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

4 公募スケジュール

公募開始	令和7年4月1日(火)
質疑の受付	令和7年4月1日(火)～ 4月11日(金) 午後5時まで
応募表明書の提出	令和7年4月11日(金) 午後5時まで
質疑に対する回答	令和7年4月15日(火)
応募書類の提出	令和7年4月21日(月) 午後5時まで
公募型プロポーザル審査会開催 (プレゼンテーション、受託候補者の特定)	令和7年4月25日(金) (予定)
契約の締結	受託候補者決定後、速やかに

5 応募の手続等

(1) プロポーザルの応募意思の確認

本プロポーザルへの応募を予定する者は、応募表明書【様式1】を提出すること。

- ア 提出方法：電子メール(必ず電話で着信確認を行うこと。)
- イ 提出期限：令和7年4月11日(金) 午後5時まで
- ウ 提出先(事務局)：兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課
電 話：0796-26-3755
E-mail：toyookadoboku@pref.hyogo.lg.jp

(2) 応募書類の提出

ア 提出書類

名 称	所定様式	任意様式	部数
1 応募申請書	様式2	—	1部
2 応募者概要	様式3	—	10部
3 応募者業務実績	様式4	—	10部
4 業務実績を証明するもの（契約書等）のコピー	—	○	1部
5 企画提案書	—	○	10部
6 経費積算見積書	様式5	—	10部
7 本県の県税事務所が発行する納税証明書 ※本県での課税実績がない場合は誓約書【様式6】	左記のとおり	—	1部

○ 豊岡復興建築群について

仕様書及び以下のホームページを確認の上、提案を行うこと。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk18/machidukuri/hukkoukenchiku.html>

○ 企画提案書について

応募者のノウハウを生かした提案を行うこと。企画提案書は、A4用紙縦、4ページ以内とし、文字のサイズは10ポイント以上とする。また、表現方法については、文章、図表等を用い視覚的に分かりやすくまとめること。

【記載内容】

① 業務実績

② 業務実施計画（業務工程、業務体制等）

各業務の工程とともに、業務の従事予定者を示すこと。従事予定者については、役割、専門性、地方公共団体等が発注したまちづくり業務等の従事实績を示すこと。

③ 謎解きシナリオ・イベントの概略

- ・作成したい謎解きシナリオのイメージや、題材等について可能な限り具体的に示すこと。
- ・どのような謎解きキットを企画設計予定か示すこと。
- ・謎解きイベントの概要や時期、ターゲットと広報手段等について具体的に示すこと。

④その他本業務の効果を高める具体的な提案があれば示すこと。

イ 提出方法：持参又は郵送

ウ 提出期限：令和7年4月21日(月) 午後5時まで

(3) 提出先及び留意事項

ア 提出先（事務局）：兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課

電 話：0796-26-3755

E-mail：toyookadoboku@pref.hyogo.lg.jp

イ 留意事項

持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から5時までの間とすること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送による場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上で、書留郵便など配達

記録が残る方法により、提出期限内に事務局に必着するよう提出すること。

なお、提出された書類等に変更が生じた場合には、変更した書類等を提出期限までに事務局に提出すること。

6 質疑・回答について

本プロポーザルに関する質疑については、以下のとおりとする。

(1) 質疑の受付

- ア 提出書類：質疑書【様式7】（ワード形式で作成すること。）
- イ 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）
- ウ 提出期限：令和7年4月11日（金）午後5時まで
- エ 提出先（事務局）：兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課
電 話：0796-26-3755
E-mail：toyokadoboku@pref.hyogo.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

質疑の内容及びそれに対する回答については、令和7年4月15日（火）までに全ての応募者に対して、電子メールで通知する。

7 審査

(1) 審査の方法

- ア 契約相手方の特定を行うため、公募型プロポーザル審査会を設置する。審査会において、原則として応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、応募者に対して別途通知する。
- イ 以下の項目について審査の上、契約相手方を選定する。

評価項目	評価基準	
	評価の視点	配点
応募者実績	① 団体の性格 ② 活動拠点 ③ 活動実績 ※①～③は本業務と地域との関連性を評価	30
業務実施計画	④ 適正な業務工程が設定できているか。 ⑤ 適切に業務を実施できる体制が整っているか。	20
シナリオ・イベント概略	⑥ 復興建築の歴史や物語を踏まえているか。 ⑦ 地域の建物活用、特産品の紹介など、地域の魅力を体験・実感できるものであり、地域特性を生かした内容か。 ⑧ ターゲットに対応した効果的な広報手段や具体性の高い内容のプログラムが示されているか。	30
その他	⑨ 優れた自由提案がなされているか。 ⑩ 地域への思いや熱意があるか。	20
合 計		100

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、各応募者に対して、電子メールで通知する。

8 審査対象からの除外

次の事項のいずれかに該当する応募者は、審査の対象から除外する。

- (1) 3の応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した資料に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 提出期限までに応募書類の提出がなかったとき。
- (4) 経費積算見積書の見積金額が2(3)の金額を超えているとき。
- (5) 不正行為があったとき。

9 その他（留意事項等）

- (1) 応募に係る経費は応募者の負担とし、提出された書類の返却は行わない。
- (2) 応募する提案は各者1提案に限る。
- (3) 応募者が多数の場合、事務局において7の評価項目等に基づき事前審査を行い、審査会に諮る応募者を選定する。
- (4) 応募者が1者の場合、審査会において応募者業務実績及び企画提案書の内容について審査・評価の上、当該応募者が仕様書に定めた業務を適切に実施することができると認められる場合においては、同者を受託候補者として特定するものとする。
- (5) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。
- (6) 受託者が契約書に記載する条項に違反したときは、当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止し、及び受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。
- (7) 企画提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇等のやむを得ない理由により、これを変更する場合は、当該従事予定者と同等以上の能力を有すると県が認めた者でなければならない。
- (8) 県は受託候補者が特定された後、同者と協議の上、同者の提案内容を踏まえた業務委託仕様等の変更を行うことができる。
- (9) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (10) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。
- (11) プロポーザル及び本業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

10 事務局（問合せ先）：兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課

電 話：0796-26-3755

E-mail：toyookadoboku@pref.hyogo.lg.jp

【様式 1】

応 募 表 明 書

令和 年 月 日

兵庫県但馬県民局長 様

申 請 者 法人等所在地

法人等名称

代表者職氏名

「2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託公募型プロポーザル募集要項 5 (1)に基づき、応募の意思があるため、応募表明書を提出します。

また、同要項 3 に掲げる応募資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

担 当 者 所 属

職・氏名

電 話

電子メール

【様式 2】

2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり業務委託
公募型プロポーザル応募申請書

令和 年 月 日

兵庫県但馬県民局長 様

申 請 者 法人等所在地

法人等名称

代表者職氏名

「2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託公募型プロポーザル募集要項 5 (2)に基づき、下記の関係書類を添えて応募します。

記

名 称	所定様式	任意様式	部数
1 応募者概要	様式 3	—	10部
2 応募者業務実績	様式 4	—	10部
3 業務実績を証明するもの（契約書等）のコピー	—	○	1 部
4 企画提案書	—	○	10部
5 経費積算見積書	様式 5	—	10部
6 本県の県税事務所が発行する納税証明書 ※本県での課税実績がない場合は誓約書【様式 6】	左記の とおり	—	1 部

【様式3】

応募者概要

法人等所在地		〒
法人等名称		
代表者職・氏名		
担当者	所属・職氏名	
	連絡先	電話： 電子メール： ※ パソコンからのメールが受信できるアドレスを記載してください。今後の連絡先とさせていただきます。
創立年月日		年 月 日
法人化年月日 ※ 法人化していない場合は記載不要		年 月 日
従業員数		人（うち正社員 人）
主な事業内容		
応募者の事業等の特色 (PR)		
ホームページURL		

※ 枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を縦方向に拡張して作成してください。
 《注意事項》 主な事業内容を証明するもの（定款等）のコピーを添付してください。

【様式4】

応募者業務実績

1	業務名称			
	発注機関		実施年度	
	業務概要			
2	業務名称			
	発注機関		実施年度	
	業務概要			
3	業務名称			
	発注機関		実施年度	
	業務概要			
4	業務名称			
	発注機関		実施年度	
	業務概要			
5	業務名称			
	発注機関		実施年度	
	業務概要			

※ 本様式には、業務実績として過去10年間（平成26年度から令和6年度まで）に業務が完了した主なもの5つを記入すること。

《注意事項》 業務実績を証明するもの（契約書）のコピーを添付してください。

【様式5】

経費積算見積書

提案者名: _____

(単位:円)

区 分	積算内訳(単価・数量等)	見積金額
事業実施に係る経費		
小 計 (A)		
消 費 税 (B)=(A)×消費税率		
合 計 (C)=(A)+(B)		

【記載に当たっての注意事項】

- (1) 必要な項目が記載されていれば、Excel ファイル等で作成した経費積算見積書でも差し支えありません。
- (2) 区分に計上する見積金額は税抜き金額としてください。
- (3) 経費は可能な限り、「積算内訳」欄に積算根拠(作業項目、人員単価、作業工数等)を明示してください。一般管理費についても、計上してください。
- (4) 消費税免税事業者の場合は、「消費税」欄にその旨記載してください。
- (5) 枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式で別紙として作成してください。

【様式6】

誓 約 書

令和 年 月 日

兵庫県但馬県民局長 様

申 請 者 法人等所在地

法人等名称

代表者職氏名

下記の事項について相違ないことを誓約します。

- ・ 兵庫県税について課税実績がないこと。

【理由】（該当するものにチェックを入れてください。）

☐ 公益法人等であり収益事業を行っていないため（法人税法（昭和40年3月31日号外法律第34号）第150条の規定による収益事業開始届を所轄税務署に提出していない。）。

☐ 兵庫県内に事務所又は事業所を有しないため。

- ・ 収益事業を開始したこと等により兵庫県税が課された場合には、納期内に確実に納付すること。

【様式 7】

質 疑 書

令和 年 月 日

兵庫県但馬県民局長 様

申 請 者 法人等所在地

法人等名称

代表者職氏名

「2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

番号	資料名・ページ	内 容
1		
2		
3		

「2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託仕様書

1 業務名

2025但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり業務

2 委託業務履行期限

令和8年3月31日 ただし、イベント実施日については、令和7年秋頃を目安とし、事前に県と協議の上決定すること。

3 業務の目的

豊岡市中心部は、空き家・空き店舗が増えており、地域活力の低下が懸念される。

一方でこのエリアは1925年（大正14年）の北但大震災で倒壊・焼失し、その後復興したコンクリート黎明期の建築物が数多く残り、地域特有のレトロな景観を形成している。また、近年はリノベーションにより新たなショップがじわりと増えるなど、その価値が見直されつつあり、2024年（令和6年）には県の景観遺産（豊岡震災復興遺産）にも登録された。

このエリアにはこれも復興建築の一つである但馬唯一の映画館があり、また、おんぶの祭典や演劇祭なども開催され、芸術文化に惹かれて訪れる人も増えている一方、まちなかは長時間滞在するコンテンツに欠け、ポテンシャルが活かされていない。このため、地域に点在する復興建築を巡る謎解きツアープログラムを開発することで、滞在時間を増やし、地域の賑わい再生をねらう。

また、2025年（令和7年）は北但大震災から100年を迎え、地域に注目が集まることから、時節をうまくとらえ、建築と芸術・歴史・文化・食が融合した効果的なプログラムを開発することを目的とする。

4 業務内容**(1) 基本的な事項****ア 豊岡復興建築群**

豊岡市中心部に点在する、北但大震災からの復興過程で整備された都市空間に建設された鉄筋コンクリート造で不燃化された公共建築と、民間の耐火・防火建築。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk18/machidukuri/hukkoukenchiku.html>

イ 謎解きツアー

まちの歴史と物語に関係した謎と、それらの謎を解くためのガイドグッズ等の謎解きキット（以下「キット」という。）を作成。キットを参加者が持ち歩き、まち並みやカフェ・ショップ等を楽しみながら巡ることで、まちの歴史と物語を知り、その価値の再確認や地域の賑わいにつなげるプログラム。

(2) 謎解きプログラムの開発**ア 謎解きシナリオの作成**

復興建築を取り巻く歴史や物語を元に、建物の装飾やまちの特産品などを楽しみながら復興建築やその周辺を巡ることができる謎解きシナリオを作成する。シナリオ作成に当たっては、事実と異なる内容を織り込むことも可とするが、その場合、事実について誤解の生まれない措置を講じること。

イ 謎解きキットの企画設計

謎解きツアー利用者が持ち歩く、謎解きシナリオを楽しむための情報等がまとめ

られたキットを企画設計する。

ウ 謎解きキットの制作

(3)の謎解きイベントの実施に使用するキットを300セット程度作成し、受託期間内に県民局に納品する。

(3) 謎解きイベントの運営

謎解きツアーの実施の効果を図るため、開催期間・時間帯、制限時間（滞在時間を考慮）人員配置、ターゲット、利用建物等（空き家を含む。）、関係団体の連携・協力体制などを適切に設定しイベントを実施する。イベントはキット（試作品でも可）を使用するものとするほか、イベントの内容は提案による。

(4) WEB等による情報発信

謎解きツアーに関して情報発信するWEBサイト又はSNSアカウント等を作成する。これらは(3)の謎解きイベント実施の1月前までに公開し、令和7年度終了後は県民局の管理とする。その他情報媒体を活用した効果的な情報発信の提案を可能とする。

(5) その他

独自提案・追加提案を可能とする。

5 実績報告

受託者は業務完了後、速やかに業務全体の実績報告書を委託者に提出すること。また、謎解きツアーのプログラム、実施マニュアル、キット仕様書のデータ及びキットなど制作物の現物を成果品として納品すること。

6 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、適用を受ける法令、規程等を遵守すること。
- (2) 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- (3) 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部に係る再委託については、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

- (6) 受託者は、本業務に関する一切の秘密を保持するものとし、本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。